

# 岡山県がん対策推進計画を推進するための 主な取り組みについて

平成21年10月19日

岡山県保健福祉部健康対策課

# 目 次

1	全体目標	1
	(1) がん死亡の減少	1
	(2) がん患者等のQOLの維持向上	1
2	主な取り組みの基本的考え方	1
3	主な取り組み	2
	(1) がん医療	2
	(2) がん検診	9
	(3) たばこ対策	14

# 参 考

<参考1>	性別部位別75歳未満年齢調整死亡率	1
<参考2>	がん診療連携拠点病院の主な役割等	6
<参考3>	県・地域がん診療連携拠点病院の所在地	7
<参考4>	検診受診率の目標	10
<参考5>	がん検診の概要	11
<参考6>	市町村のがん検診受診率	13
<参考7>	禁煙実施施設・完全分煙実施施設認定ステッカー	15
<参考8>	禁煙問題に関する指標（抜粋）	16

## 岡山県がん対策推進計画を推進するための 主な取り組みについて

### 1 全体目標

#### (1) がん死亡の減少

がんによる死亡（75歳未満の年齢調整死亡率（人口10万対））の減少に取り組みます。

現状（平成18年）の83.1を今後10年間で20パーセント減少させ、66.5とします。

#### (2) がん患者等のQOLの維持向上

がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質（QOL）の維持向上に取り組みます。

### 2 主な取り組みの基本的考え方

岡山県がん対策推進計画に記載されている施策のうち、県が主体となって取り組むことが必要不可欠な分野とされている「がん医療」、「がん検診」及び「たばこ対策」について、それぞれの分野ごとに、目標や目標達成のための具体的行動等についてとりまとめました。

#### <参考1> 性別部位別75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）

区分	平成18年 〈計画策定時〉		平成20年 〈直近の実績〉		平成24年 〈計画評価時〉		平成28年 〈全体目標〉	
	男	女	男	女	男	女	男	女
胃がん	19.0	7.3	15.6	6.6	16.7	6.4	15.2	5.8
肺がん	23.9	6.4	24.8	5.8	21.0	5.6	19.1	5.1
大腸がん	12.8	6.9	10.1	6.2	11.3	6.1	10.2	5.5
肝臓がん	18.3	4.1	13.9	4.2	16.1	3.6	14.6	3.3
子宮がん	—	3.2	—	4.2	—	2.8	—	2.6
乳がん	—	9.0	—	9.6	—	7.9	—	7.2
全体	83.1		78.4		73.1		66.5	

### 3 主な取り組み

#### (1) がん医療

主 体	目 標 項 目	目 標
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん医療の均てん化の推進</li> <li>● がん医療に関する相談支援及び情報提供の推進</li> <li>● 放射線療法、化学療法の推進及び緩和ケアの推進</li> <li>● がん患者やその家族への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん医療の均てん化及び医療機関の役割分担、連携強化</li> <li>● がん医療に関する相談支援の充実</li> <li>● 情報提供体制の整備</li> <li>● がん診療における放射線療法、化学療法の推進及び緩和ケアの普及・充実</li> <li>● がんについての正しい知識の普及啓発等によるがん患者やその家族の生活の質の向上</li> </ul>
<p>具体的行動</p>		
<p>＜がん医療の向上・均てん化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「県がん診療連携拠点病院」である岡山大学病院及び6カ所の「地域がん診療連携拠点病院」を整備しており、これらを中心にがん医療の向上と均てん化を進めます。</li> </ul> <p>＜がん診療連携拠点病院等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん診療連携拠点病院等に対する技術的、財政的支援を行います。</li> </ul> <p>＜医療連携、在宅療養等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村、患者会・家族会、医師会、看護協会などの関係団体と連携を図りながら地域における医療連携体制や在宅療養支援体制の整備に努めます。</li> <li>● がん診療連携拠点病院等を中心に、主要がんの地域連携クリティカルパス整備に関する会議を設置し、医療連携の推進を図るとともに、在宅医療のネットワークの充実を進め、がん患者とその家族の負担の軽減と生活の質（QOL）の維持向上を図ります。（がん診療連携拠点病院等との協働）</li> <li>● 二次保健医療圏ごとにがん診療ガイドラインに沿った医療を実施する医療機関の数の増加を促進します。</li> </ul> <p>＜相談支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん診療連携拠点病院等における相談支援センターによるがん患者に対する相談機能の充実を支援します。</li> </ul> <p>＜情報の公表＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民が適切に医療機関を選択できるよう、県のホームページに医療機能情報を掲載し、がん診療可能医療機関名、施術可能な医療内容、手術実施件数等の情報を公表します。</li> </ul>		

### ＜研修、資質の向上＞

- がんに関する医師、保健師等への定期的な研修を実施し、医療・保健従事者の資質の向上を図ります。（県医師会等との協働）
- 大学に委託して「岡山県がん看護に関するエキスパートナース育成実務研修」を実施するなど医療従事者の資質向上に努めます。（岡山大学等との協働）

### ＜地域がん登録＞

- がん対策の礎となる地域がん登録を推進し、他県・全国との比較のために登録システムの標準化を進めるとともに、集積されたデータの分析について、生活習慣病検診等管理指導協議会において検討し、がん医療の向上に役立てます。

### ＜放射線療法、化学療法＞

- がん診療連携拠点病院等における放射線療法や化学療法についての提供体制の整備に努めます。

### ＜緩和ケア＞

- がん診療連携拠点病院等における緩和ケア研修会の開催を支援します。
- 県内で開催された緩和ケア研修会の受講修了者の名簿を公表し、すべての二次保健医療圏において、かかりつけ医による緩和ケアの実施が可能な体制の整備に努めます。
- 全県を対象に緩和ケア研修会を開催し、がん診療連携拠点病院がない2つの二次保健医療圏などの医師の参加を進めます。（県医師会等との協働）
- 県・地域がん診療連携拠点病院等と連携を図りながら、すべてのがん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、入院治療はもとより在宅療養においても全人的苦痛（トータルペイン）に対する緩和ケアが、適切に行われる医療提供体制の整備を進めます。
- 医療連携体制を整備していく中で、緩和ケア病床数の増加と医療用麻薬によるがん疼痛治療実施医療機関及び麻薬に係る調剤の実施可能な薬局の数の増加を促します。

### ＜正しい知識の普及啓発、生活の質の維持向上＞

- がんについての正しい知識の普及啓発等により、がんについての県民の正しい理解と認識を深めます。
- がん患者やその家族等が住み慣れた家庭や地域で安心して生活し、療養生活の質の維持向上が図られるよう、各種福祉制度の活用を含む在宅サービスの充実を進めます。

### ＜患者会等＞

- がん患者会の活動と連携し、関係者へ情報提供を進める等、がん患者とその家族ががん患者会活動に参加しやすい環境を整備します。また、連携会議等を定期的で開催し、がん患者やその家族、医療関係機関及び行政等の連携を進めます。（がん診療連携拠点病院等との協働）

主 体	目 標 項 目	目 標
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん医療の均てん化</li> <li>● がん医療に関する相談支援及び情報提供</li> <li>● 在宅医療</li> <li>● 放射線療法及び化学療法の推進</li> <li>● 緩和ケアの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県がん診療連携拠点病院を中心としたがん対策の推進強化</li> <li>● 主要がんの地域連携クリティカルパスの整備</li> <li>● 在宅医療のネットワーク整備</li> <li>● がん診療における放射線療法、化学療法の推進及び緩和ケアの普及・充実</li> </ul>
<p>具体的行動</p>		
<p><b>&lt;がん診療連携拠点病院、役割分担&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門治療やがん手術の実施施設数が特に少ない高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏のがん医療の均てん化を進めるため、県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏及び津山・英田保健医療圏の地域がん診療連携拠点病院が、積極的に役割を担います。</li> </ul> <p><b>&lt;研修、資質の向上&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん診療連携拠点病院等を中心に、がん医療の均てん化を目的とした研修会を開催します。</li> <li>● 医師会等医療関係団体、県・地域がん診療連携拠点病院をはじめとする医療機関において、がん医療従事者研修を実施し、医療従事者の資質の向上と関係者相互の連携強化を図ります。</li> </ul> <p><b>&lt;相談支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん診療連携拠点病院等における相談支援センターによるがん患者に対する相談機能の充実を図ります。</li> <li>● がん患者団体等と連携協力体制の構築に取り組みます。</li> </ul> <p><b>&lt;医療連携、在宅医療&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん診療連携拠点病院等を中心に、主要がんの地域連携クリティカルパス整備に関する会議を設置し、医療連携の推進を図るとともに、在宅医療のネットワークの充実を図ります。</li> <li>● がん診療連携協議会を充実し、在宅医療のネットワーク整備をはじめとする関係機関の連携強化を図ります。</li> <li>● 在宅医療の充実を目的に、診療所、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、保険薬局に従事する医療従事者等に対し、研修等を実施します。</li> </ul> <p><b>&lt;チーム医療&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各医療機関において、医師や看護師等がそれぞれの専門性を活かした多職種によるチーム医療を提供できる体制を整備し、質の高いがん医療を提供します。</li> </ul>		

### ＜緩和ケア＞

- がん診療を行う医療機関は、診療ガイドラインに準ずる標準的治療を実施するとともに、がん性疼痛等の身体症状の緩和や精神心理的な問題へ対応し、治療の初期段階から緩和ケアを実施します。
- 県がん診療連携拠点病院は、がん診療連携協議会を設置するとともに、必要に応じて緩和ケア部会等の部会を設置することにより、地域の特性に応じた連携体制を構築します。
- がん診療連携拠点病院等は、緩和ケアチームを配置し専門的な緩和ケアを実施するとともに、緩和ケア外来を設置します。また、緩和ケアや在宅医療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケアに関する相談窓口を設置します。
- がん診療連携拠点病院等を中心として、二次保健医療圏ごとに、緩和ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局等の地域ごとの連携を推進し、切れ目のない緩和ケアを提供します。
- がん診療連携拠点病院等は、がん診療に携わる医師等を対象に国の開催指針に準拠した緩和ケア研修会をはじめとした医療従事者に対する緩和ケアに関する研修を実施します。
- 県・地域がん診療連携拠点病院は、すべてのがん診療に携わる医師が、緩和ケアについての基本的な知識を習得し、入院治療はもとより在宅療養においても全人的苦痛（トータルペイン）に対する緩和ケアが、適切に行われる医療提供体制の整備を進めます。

### ＜ネットワーク＞

- がん診療連携拠点病院等を中心に、二次保健医療圏ごとに、①互いに足りない診療機能の補完等により医療機関の役割分担・連携を強化するとともに、専門的な医療機関による地域の医療機関に対する支援体制の強化、②医療従事者（医師、診療放射線技師、看護師、薬剤師など）の育成のための研修及び指導体制を整備します。必要に応じて、がんの種類ごとに、地域の診療ネットワークの構築を行います。

### ＜診療科間の連携等＞

- がん診療連携拠点病院等は、専門的な放射線療法や化学療法を提供する体制を整備するとともに、集学的治療が実施されるようカンサーボードを設置し定期的に開催するなどにより、診療科間の連携を促進します。

### ＜院内がん登録＞

- がん診療連携拠点病院等は院内がん登録を推進し、地域がん登録と積極的に連携します。

### ＜セカンドオピニオン＞

- がん診療連携拠点病院を含む専門的ながん医療を提供する医療機関は、セカンドオピニオンを提示する体制を整備するとともに、セカンドオピニオンを実施する医療機関の情報を共有します。

## ＜参考２＞ がん診療連携拠点病院の主な役割等

### ◎県がん診療連携拠点病院（岡山大学病院）

- がん診療連携協議会を開催します。
- 県内のがん診療に関連する医療機関等（訪問看護ステーション、調剤薬局等も含む）の機能を調査し、情報公開をするとともに、連携体制を構築します。
- がん登録の登録項目の標準化を進めます。
- 地域がん診療連携拠点病院への研修・診療支援を行います。
- 中四国の８つの大学（岡山大学、川崎医科大学、山口大学、香川大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、高知女子大学）が連携して、各大学院でカリキュラムを共有し、メディカル、コメディカルを含む多職種のがん専門職を養成している「中国・四国広域がんプロフェッショナル養成コンソーシアム」を中心的に運営し、地域がん診療拠点病院と連携することで、広い地域にむらなく専門職を送り出し、高いレベルでの均てん化に貢献します。
- がん薬物療法専門医、放射線治療医、外科系腫瘍医、がん専門薬剤師、がん専門看護師、医学物理士を養成します。

### ◎岡山済生会総合病院（所在地：県南東部）

- がん診療連携拠点病院のうち、唯一、緩和ケア病棟を有し、１０年の実績を持ちます。
- 緩和ケアの全県的な普及に中心的な役割を担います。

### ◎総合病院岡山赤十字病院（所在地：県南東部）

- がんの特化したがん相談支援センターを設置するなど、相談支援において中心的な役割を担います。
- 救命救急センターを整備しています。

### ◎倉敷中央病院（所在地：県南西部）

- 紹介・逆紹介がともに１０，０００件を超え、他の医療機関との連携体制の下、がん医療において中心的な役割を担います。
- 地域連携クリティカルパスを県内のがん診療連携拠点病院で初めて整備しました。（胃がん、大腸がん、乳がん）

### ◎津山中央病院（所在地：津山・英田）

- 県北部唯一のがん診療連携拠点病院です。
- 救命救急センターを整備しています。
- 紹介１０，０００件、逆紹介５，０００件を超え、他の医療機関との連携体制のもと、がん医療において中心的な役割を担います。

### ◎国立病院機構岡山医療センター（所在地：県南東部）

- 交通の要衝に位置し、県北の保健医療圏との連携体制も整っています。
- 血液がん、小児がんについては、真庭、津山・英田圏域を含めた東部３保健医療圏において中心的な役割を担います。

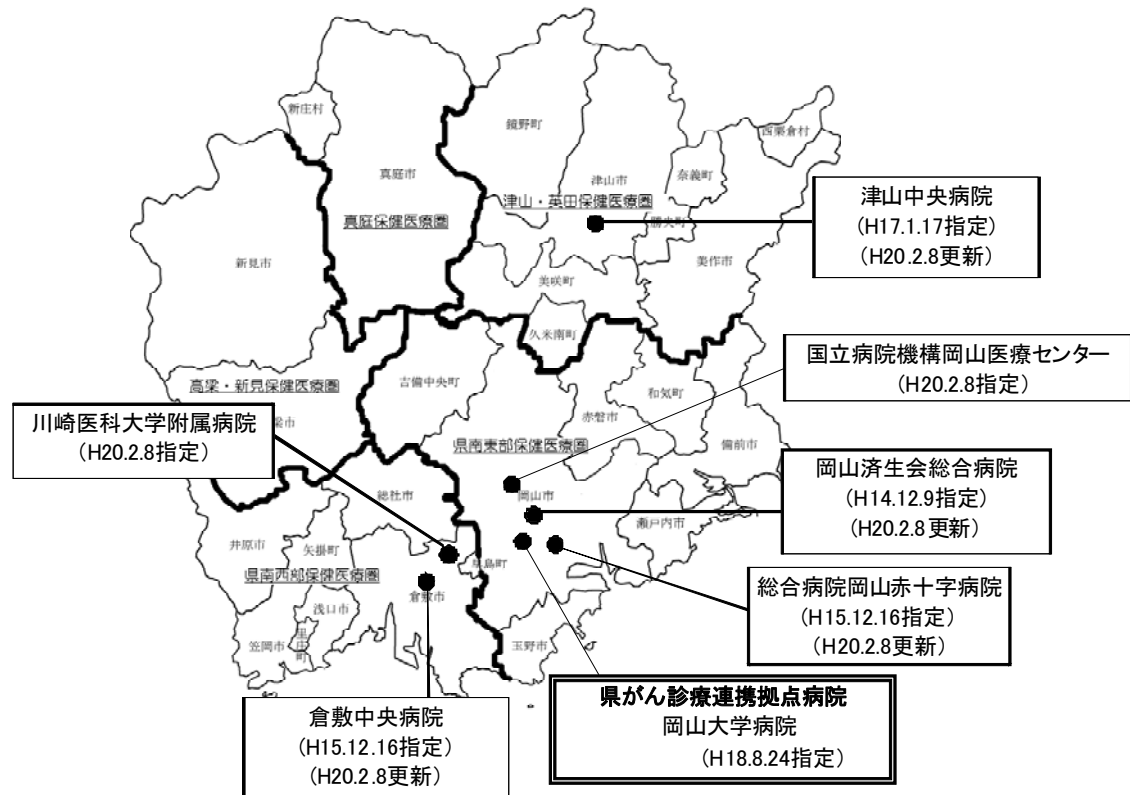
### ◎川崎医科大学附属病院（所在地：県南西部）

- 特定機能病院です。
- 「中国・四国広域がんプロフェッショナル養成コンソーシアム」に参画し、コメディカルスタッフを含め人材養成します。
- ドクターヘリを運営し、公共交通機関にとらわれない県北の保健医療圏との連携体制を構築します。
- 高度救命救急センターを整備しています。



主体	目標項目	目 標
関連団体 企業、報道機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療従事者の資質の向上</li> <li>● がん医療に関する普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん医療従事者の資質の向上</li> <li>● がん医療への理解の促進及び知識の普及</li> </ul>
具体的行動		
<p>&lt;資質の向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師会等医療関係団体は、県・地域がん診療連携拠点病院等と協力して、がん医療従事者研修を実施し、医療従事者の資質の向上と関係者相互の連携強化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;理解の促進、知識の周知&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん医療やがん患者・家族等についての理解の促進を図ります。</li> <li>● 県民や職員等に対して、がん医療についての最新情報や正しい知識の周知に努めます。</li> <li>● 報道機関は、がん医療に関する最新の情報を県民に提供します。</li> </ul>		

<参考3> 県・地域がん診療連携拠点病院の所在地(平成21年10月現在)



※  : 県がん診療連携拠点病院  : 地域がん診療連携拠点病院

主 体	目 標 項 目	目 標
患者、家族、患者会、県民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん患者等の相談支援</li> <li>● がん医療についての理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん患者等の相談支援の充実</li> <li>● がん医療についての知識の習得及び社会参加</li> <li>● がん医療についての意見等の発信</li> </ul>
<p>具体的行動</p>		
<p><b>&lt;相談会等の開催&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者会等は定期的に会合や相談会、支援者の集い等を開催し、がん患者や家族が悩みを話せる場の提供や仲間づくりを進めます。</li> <li>● 会員以外の患者や家族等の相談にも応じる機会を設け、幅広い観点からがん患者等が悩みを抱えこまないよう社会活動します。</li> </ul> <p><b>&lt;社会参加&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん患者等は、がん医療についての知識の習得に努めるとともに、自らの生活の質の向上のために関係機関と連携して社会参加します。</li> </ul> <p><b>&lt;意見等の発信&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん患者やその家族等の立場から、療養生活の中で感じる問題点や意見をいろいろな機会を通じて社会に発信し、がん医療や療養生活の向上に役立てます。</li> <li>● 積極的にがん医療の向上に関する会合等に参加します。</li> </ul> <p><b>&lt;交流・情報交換&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの患者会等の活動にとどまらず、県内外の患者会・関係団体と交流し、情報交換します。</li> </ul>		

## (2) がん検診

主 体	目 標 項 目	目 標
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診の精度管理の充実及び受診率向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精度管理の充実</li> <li>● 平成24年における各がん検診受診率50%以上 精密検診受診率90%以上</li> </ul>
具体的行動		
<p> <b>&lt;精度管理&gt;</b>            ● 生活習慣病管理指導協議会及びその各部会等において、検診の実施方法や精度管理の在り方について協議します。                部会：胃がん・大腸がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、がん登録委員会、がん診療拠点部会（関係分）         </p> <p> <b>&lt;精密検診機関&gt;</b>            ● 乳がん及び肺がんの精密検診機関の登録・管理を行います。         </p> <p> <b>&lt;研修&gt;</b>            ● がん検診に関する医師、保健師等への定期的な研修を実施します。（県医師会等との協働）         </p> <p> <b>&lt;地域がん登録&gt;</b>            ● がん対策の礎となる地域がん登録を推進し、他県・全国との比較のために登録システムの標準化を進めるとともに、集積されたデータの分析について、生活習慣病検診等管理指導協議会において検討し、がん検診の精度管理に役立てます。         </p> <p> <b>&lt;普及啓発、受診勧奨&gt;</b>            ● 平成24年度に受診率50%以上の目標を達成するため、岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会等の健康づくりボランティアや患者会、企業、関連団体等の協力を得ながら、がん検診の普及啓発、受診勧奨に努めます。            ● 10月の「乳がん月間」の普及についてのポスターやリーフレットを作成し、乳がん検診等の受診を呼び掛けます。         </p> <p> <b>&lt;女性の健康支援特別事業&gt;</b>            ● 女性の健康支援対策事業に取り組み、乳がん検診及び子宮がん検診等の受診促進を図り、女性の生涯を通じた健康づくりを支援します。         </p> <p> <b>&lt;地域保健と職域保健との連携&gt;</b>            ● 地域保健と職域保健との連携を図り、地域でも職域でも、がん検診の受診が可能となるよう検診体制づくりを進めます。            ● がん検診が義務付けられていない職域でのがん検診の受診率の向上のため、岡山県地域・職域保健連携推進協議会等において協議を進めるなどの働きかけを行い、がん検診を受診しやすい体制の整備に努めます。         </p>		

主 体	目 標 項 目	目 標
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診受診率の向上及び管理実施体制の確立</li> <li>● 当該がんにおける、進行度が限局であるがんの割合の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成24年における各がん検診受診率50%以上</li> <li>● 精密検診受診率90%以上</li> <li>● 精密検診結果未把握例の極小化</li> <li>● がん検診担当者の教育、研修及び情報交換の場の充実</li> <li>● 検診未受診者の把握と受診勧奨体制の整備</li> <li>● がん検診未受診者の減少</li> </ul>
<p>具体的行動</p>		
<p>&lt;健康増進計画等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村健康増進計画等によるがん対策の進行管理を行います。</li> </ul> <p>&lt;精度が高い検診&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 検診の精度が高く、対象者が受診しやすいがん検診を実施します。</li> </ul> <p>&lt;自己評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診の事業評価の手法に基づき、各検診の「事業評価のためのチェックリスト」等を活用し、自己評価を行います。</li> </ul> <p>&lt;対象者の把握、受診勧奨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診対象者を把握し、名簿を作成するとともに、あらゆる機会を通じて受診対象者に検診を受けるよう周知します。</li> <li>● 精密検診結果を把握するとともに、精密検診結果未把握例に対する年度を越えた追跡を行います。</li> <li>● 各がん検診の未受診者を把握して受診勧奨を行います。</li> <li>● 愛育委員、栄養委員等の協力による適切な受診勧奨を行います。</li> <li>● 早期がん発見率が増加するような受診勧奨の工夫を行います。(地区組織の協力、ハイリスク情報の広報など)</li> </ul> <p>&lt;研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診担当者の教育、研修及び情報交換の場の提供に努めます。</li> </ul> <p>&lt;女性特有のがん検診推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性特有のがん検診推進事業を実施し、乳がん検診及び子宮がん検診等の受診を進めます。</li> </ul>		

#### <参考4> 検診受診率の目標

- 検診受診率と言うと、市町村が実施する住民検診の受診率を示すことが多いですが、この計画における「平成24年における各がん検診受診率50%以上」の「検診受診率」とは、市町村、医療保険及び全額自己負担実施分を含む受診率のことを言います。

主 体	目 標 項 目	目 標
医療機関 検診機関	● がん検診及び精密検診機 関としての体制確立	● 標準的ながん検診及び精密検診 の実施
具体的行動		
<p>&lt;がん検診の実施&gt;</p> <p>● 医療機関及び検診機関では、がん検診指針に基づき、各種がん検診を適切に実施します。</p> <p>&lt;普及啓発等&gt;</p> <p>● 医療機関及び検診機関では、各種がん検診及び精密検診の普及啓発、受診勧奨に努めます。</p> <p>● がん診療連携拠点病院等では、県民向けの公開講座を実施し、がん検診の受診率が向上するよう普及啓発を行います。</p>		

#### <参考5> がん検診の概要

区分	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
国	40歳以上	40歳以上	40歳以上	20歳以上の女性	40歳以上の女性
県					30歳以上の女性
国	1回/年	1回/年	1回/年	1回/2年	1回/2年
県					1回/年 <sup>*2</sup>
国 県	問診 胃部エックス 線検査	問診 胸部エックス 線検査 喀痰 <sup>*1</sup>	問診 便潜血	問診 視診 細胞診 内診	問診 視診 触診 <sup>*3</sup> 乳房エックス線検査 <sup>*4</sup>

※1 問診により対象とされた者

※2 やむを得ない場合は1回/2年

※3 30歳代：視触診単独検診（岡山方式）

※4 40歳以上：視触診及びマンモグラフィ（乳房エックス線検査）併用検診

主 体	目 標 項 目	目 標
関連団体 報道機関 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診の精度管理</li> <li>● がん検診の受診促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診従事者の資質向上</li> <li>● がん征圧に関するイベントの実施による広報の充実</li> </ul>
具体的行動		
<p>&lt;研修等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県医師会では、がん検診に従事する医師への研修を行うとともに、胃がん及び大腸がんの精密検診機関の登録・管理を行います。</li> </ul> <p>&lt;普及啓発、受診勧奨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会等の健康づくりボランティアや患者会、企業、関連団体等では、県や市町村に協力し、がん検診の普及啓発、受診勧奨に努めます。</li> </ul> <p>&lt;がん征圧大会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対がん協会県支部、県健康づくり財団、県医師会及び県では、がん予防等を目的に「がん征圧県大会」等を開催します。</li> </ul> <p>&lt;情報提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報道機関は、がん検診に関する最新の情報を県民に提供します。</li> </ul>		

主 体	目 標 項 目	目 標
企業、 職域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診の受診促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診の受診促進に関する広報の充実</li> <li>● がん検診実施体制の充実</li> </ul>
具体的行動		
<p>&lt;広報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員等に対して、がん検診の受診促進に関する広報を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、リーフレット等の作成</li> <li>・ポスターの掲示及びリーフレットの配布・掲示</li> </ul> </li> <li>● 顧客等に対して、がん検診の受診促進に関する広報を行います。</li> </ul> <p>&lt;実施体制等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職域のがん検診についての実施体制を充実します。</li> <li>● がん検診を受けやすい職場づくりを行います。</li> </ul>		

主 体	目 標 項 目	目 標
県民、患者、患者会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がんをはじめとする健康づくりに関する意識を高め、検診を受診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成24年における各がん検診受診率50%以上 精密検診受診率90%以上</li> <li>● 適正年齢及び適正間隔でのがん検診の受診</li> <li>● 重点年齢を定めたがん検診受診率の向上</li> </ul>
具体的行動		
<p><b>&lt;検診の受診&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村や職域で実施されるがん検診を受診するとともに、必要に応じ、精密検診を受診します。</li> </ul> <p>＜20歳以上＞ 2年に1回の子宮がん検診</p> <p>＜30歳～39歳＞ 1年に1回の乳がん視触診</p> <p>＜40歳以上＞ 1年に1回の胃・肺・大腸・乳がん視触診＋マンモグラフィ併用検診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者会等では、がん検診の受診促進に関して、体験を活かして啓発活動を行います。</li> </ul> <p><b>&lt;女性特有のがん検診推進事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性特有のがん検診推進事業の該当者は、乳がん検診及び子宮がん検診を受診します。</li> </ul> <p>(乳がん検診：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳) (子宮がん検診：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳)</p> <p><b>&lt;生活習慣の見直し等&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民は、がん予防の知識を学び、生活習慣を見直し、健康づくりに努めます。</li> </ul>		

**<参考6> 市町村のがん検診受診率（平成19年度）**

区 分	岡山県	全 国
胃がん	22.5%	11.8%
肺がん	39.4%	21.6%
大腸がん	29.2%	18.8%
子宮がん	25.4%	18.8%
乳がん (岡山方式)	11.2% 22.3%	14.2%

(3) たばこ対策

主 体	目 標 項 目	目 標
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 喫煙が及ぼす健康影響等についての十分な知識の普及</li> <li>● 未成年者及び妊婦の喫煙ゼロの達成</li> <li>● 健康増進法第25条（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）の努力義務を有する全施設における受動喫煙ゼロの実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 官公庁及び関連施設の分煙の促進</li> <li>● 学校における喫煙防止・禁煙教育の強化</li> <li>● たばこに関する正しい情報及び啓発活動の充実（たばこによる健康障害、禁煙治療とサポートの存在、情報の入手先等）</li> <li>● 健康増進法第25条の努力義務を有する全施設における受動喫煙防止策の充実（学校、病院、官公庁等多数の者が利用する施設）</li> <li>● 平成24年における「禁煙・完全分煙認定施設」 1,640施設以上</li> </ul>
<p>具体的行動</p>		
<p>＜健康おかやま21＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康おかやま21によるたばこ対策の進行管理を行います。</li> </ul> <p>＜禁煙問題アドバイザー＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁煙問題アドバイザーを養成し、県内各地の学校、官公庁、関連施設等で普及啓発を行います。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">◇禁煙問題アドバイザー：29人（平成21年10月現在）</p> <p>＜研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 的確な情報提供・技術指導等を行うため、県・市町村職員、学校職員等に関する研修を行います。</li> </ul> <p>＜禁煙・完全分煙認定施設等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康増進法第25条の努力義務を有する全施設及び県民への同条項の周知を徹底します。特に長時間の受動喫煙の可能性のある飲食店等において、「禁煙・完全分煙認定施設」の認定申込をしてもらうよう働きかけます。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">◇禁煙・完全分煙認定施設：1,497施設（平成21年3月現在）</p> <p style="padding-left: 20px;">◇平成24年における目標数：1,640施設以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ニコチン依存症管理料届出医療機関（禁煙外来）の紹介等に取り組みます。</li> </ul>		



主 体	目 標 項 目	目 標
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 喫煙が及ぼす健康影響等についての十分な知識の普及</li> <li>● 未成年者及び妊婦の喫煙ゼロの達成</li> <li>● 健康増進法第25条（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）の努力義務を有する全施設における受動喫煙ゼロの実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 官公庁及び関連施設の分煙の促進</li> <li>● 学校における喫煙防止・禁煙教育の強化</li> <li>● たばこに関する正しい情報及び啓発活動の充実（たばこによる健康障害、禁煙治療とサポートの存在、情報の入手先等）</li> <li>● 既存の保健関連事業（特定健康診査・特定保健指導／がん検診／母子健康手帳の発行／妊婦教室等）における喫煙者への禁煙支援の充実</li> <li>● 健康増進法第25条の努力義務を有する全施設における受動喫煙防止策の充実（学校、病院、官公庁等多数の者が利用する施設）</li> </ul>
具体的行動		
<p>＜健康増進計画等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康増進計画によるたばこ対策の進行管理を行います。</li> <li>● 市町村健康づくり推進協議会等により、たばこに関する健康課題を検討し、保健部局、教育部局の連携を促進します。</li> </ul> <p>＜禁煙指導、普及啓発等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定保健指導、妊婦教室等における禁煙指導を徹底します。</li> <li>● 健康増進法第25条の努力義務を有する全施設及び県民への同条項の周知を徹底します。</li> <li>● たばこの害に対する正しい知識の普及啓発を行います。</li> <li>● 岡山市では「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」を制定し、路上喫煙の制限に取り組んでいます。</li> </ul>		

＜参考7＞ 禁煙実施施設・完全分煙実施施設認定ステッカー



主 体	目 標 項 目	目 標
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 喫煙が及ぼす健康影響等についての十分な知識の普及</li> <li>● 未成年者及び妊婦の喫煙ゼロの達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全医療機関の敷地内禁煙・分煙の促進</li> <li>● 各種健診・検診時等における、たばこによる健康被害に関する情報提供の充実（特に、妊婦への禁煙指導）</li> <li>● 主な医療機関における禁煙治療又は禁煙サポートの実施・提供の充実</li> </ul>
具体的行動		
<p>＜敷地内禁煙等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関では敷地内禁煙・分煙に取り組むとともに、各種健診・検診時等において、たばこによる健康被害に関する情報提供を行います。</li> </ul> <p>＜禁煙治療＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関における禁煙治療技術の普及活動を実施します。 （「禁煙ガイドライン」、「禁煙治療のための標準手順書」＜日本循環器学会、日本肺がん学会、日本がん学会作成＞の広報等）</li> <li>● 禁煙治療ができる医療機関の広報を行います。</li> </ul>		

＜参考 8＞ 禁煙問題に関する指標（抜粋）

区 分		直近値	目標値(H24)
未成年の喫煙率 (ほぼ毎日喫煙)	中学生男子	2.3%	0%
	中学生女子	1.9%	0%
	高校生男子	9.1%	0%
	高校生女子	3.3%	0%
禁煙・完全分煙認定施設数		1,497施設	1,640施設

※ 直近値 <喫煙率：H16 学校歯科保健実態調査>  
<認定施設数：H21.3.31 現在>

主 体	目 標 項 目	目 標
関連団体 企業、 職域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 喫煙が及ぼす健康影響等についての十分な知識の普及</li> <li>● 未成年者及び妊婦の喫煙ゼロの達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たばこに関する正しい情報と啓発活動の充実</li> <li>● 職場における「禁煙・完全分煙認定施設」の増加</li> </ul>
具体的行動		
<p>＜禁煙問題協議会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「禁煙問題協議会」により、たばこに関する健康課題を検討し、保健部局、教育部局の連携を促進します。</li> <li>● 世界禁煙デーの啓発イベントを実施します。</li> <li>● 小学生を対象としたポスターコンクールを行い、禁煙に関する県民に向けた普及啓発を行います。</li> </ul> <p>＜情報提供等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会等の健康づくりボランティア、企業、関連団体等では、県や市町村に協力し、喫煙防止や禁煙指導・治療に関する情報提供を行うとともに、禁煙治療ができる医療機関について広報します。</li> <li>● 職域健診等において、たばこによる健康被害、妊娠中の喫煙がこどもに及ぼす影響等について周知します。</li> <li>● 積極的に「禁煙・完全分煙認定施設」の認定を申し込みます。</li> </ul>		

主 体	目 標 項 目	目 標
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 喫煙が及ぼす健康影響等についての十分な知識の普及</li> <li>● 未成年者及び妊婦の喫煙ゼロの達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭内でのたばこに関する正しい情報の共有</li> <li>● 家庭内での受動喫煙の防止</li> </ul>
具体的行動		
<p>＜家庭内での話し合い等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭内でたばこについての話し合うこと等により、特に乳幼児、妊婦への健康への影響を抑えるよう努めます。</li> <li>● 県、市町村及び医療機関等が行う喫煙対策活動に参加し、意見を提出します。</li> </ul>		